

# 再生紙銘柄一覧表

平成27年 7月 22日 更新  
大王製紙株式会社

品 種	品 名	古紙 <sup>ハルブ</sup> 配合率	グリーン購入法 総合評価値 ※1 (内訳は2～4頁)
上質コート紙	ユトリロコートグリーン70	70%以上	80
	ユトリロマットグリーン70	70%以上	80
軽量コート紙	ユトリロエクセル	20%以上	
微塗工紙	エクセルスーパーB	10%以上	
	ハイネスーパーフェザー	40%以上	
	カントエクセル	30%以上	
上質紙	PFユトリロ上質グリーン70	70%以上	90
中級印刷紙	タイオウハイネ	70%以上	82
	ハイネニュースHC	70%以上	82
	いわき高白更100 ※2	100%	90以上
下級印刷紙	おうむS	80%以上	85
	おうむH	75%以上	80
	色更	70%以上	
PPC用紙	リサイクルペーパー100	100%	93
	木になる紙	70%以上	86
	リサイクルPPC	70%以上	86
	高白再生PPC プランテッド <sup>®</sup>	35%以上	
	CUTペーパー	25%以上	
ノーカーボン紙	FSマイクロ	5%以上	
フォーム用紙	FSフライトC	5%以上	
タック紙	NIPR55/R70S/一般強粘N	70%以上	(文具類に適合)
	再生上質NIP/再生上質/一般強粘N ※3	100%	(文具類に適合)
圧着葉書用紙	FSフライトメール	25%以上	
半晒クラフト紙	ゴールドアトラスG	40%以上	
	ゴールドアトラスカラーG	40%以上	
晒両更クラフト紙	スノークイーンG40 (90g/m <sup>2</sup> 以下)	40%以上	
	スノークイーンG (100g/m <sup>2</sup> 以上)	30%以上	
晒片艶クラフト紙	晒竜王W	30%以上	
	晒竜王EVR	40%以上	

※1) グリーン購入法の総合評価値は80以上の品種のみを記載しています。

※2) 下記の銘柄を、追加掲載しました。

①いわき高白更100

※3) 下記商品は生産を中止し在庫販売のみとなっています。

①再生上質NIP/再生上質/一般強粘N(平成24年1月掲載時の商品名:上質再生NIP)



## 2. PPC用紙(コピー用紙)の総合評価制度概要および評価値について

グリーン購入法適合製品の条件は、総合評価値で80以上。  
 但し、平成22年3月31日までに製造した総合評価値70以上80未満の製品は適用品とみなす。

### 1) 総合評価値の算出について

下記の項目を合算した数値が総合評価値となります。  
 総合評価値 = (① + ② + ③) + ④ + ⑤

### 2) 評価値の算出条件

基本項目、加算項目	項目別評価内容	評価値の計算方法
(1)使用パルプ	① 古紙パルプ配合率は、70%～100%の範囲。	評価値 = 古紙パルプ配合率 - 20
	② 森林認証材パルプと間伐材パルプの利用割合。0%～30%の範囲。	評価値 = 森林認証パルプと間伐材パルプの利用割合の合計値。
	③ その他の持続可能性を目指したパルプの利用割合。0%～30%の範囲	評価値 = 利用割合 ÷ 2
(2)白色度	④ 白色度により評価値に加算する。加算対象は白色度60%～75%の範囲。	評価値 = 75 - 白色度
(3)米坪	⑤ 米坪に応じて評価値に加算する。加算対象は米坪62g/m <sup>2</sup> ～68g/m <sup>2</sup> の範囲。	評価値 = 170 - (米坪 × 2.5) <small>〔将来的な古紙品質の変動により、米坪が変更になる可能性が考えられる為、米坪を加算対象から除外しております。〕</small>

### 3) 品種別 評価値

【PPC用紙】	① + ② + ③ + ④ + ⑤	総合評価値
(1)リサイクルペーパー100	80 + 0 + 0 + 13 + 0 =	93
(2)木になる紙 (間伐材クレジット適用品)	50 + 30 + 0 + 6 + 0 =	86
(3)リサイクルPPC (森林認証材クレジット適用品)	50 + 30 + 0 + 6 + 0 =	86

3. 文具類共通と、タックラベル、インデックス、付箋紙についての  
グリーン購入法適合の判断の基準と配慮基準について

文具類:タックラベル、インデックス、付箋紙で、主要材料が紙の場合に該当します。

基本項目	項目別の判断の基準 (※1)	項目別の配慮事項 (※2)	再生上質NIP /再生上質/ 一般強粘N	NIPR55 /R70S/ 一般強粘N
(1)使用パルプ	① 古紙パルプの重量が製品全体重量の70%以上(粘着部分を除く)。	—	上紙、剥離紙とも古紙配合率100%です。	上紙、剥離紙とも古紙配合率70%です。
	② バージンパルプ用の原木の伐採が、その国または地域の法令に沿っている。(製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用外)	—	古紙パルプのみ使用しており該当しません。	満たしています。
(2)粘着剤 等	—	① 粘着剤が水または弱アルカリ水溶液中で溶解または細かく分散する。	ランクC(※3)	ランクC(※3)
	—	② 樹脂ラミネート加工がされていない。	満たしています。	満たしています。

※1 【判断の基準】は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準、です。

※2 「配慮事項」は、特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項、です。

※3 古紙リサイクル適性ランクリストの中の「ランクC」(=紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害となるもの)に相当します。